

答 申

第 1 審議会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和 4 年 4 月 22 日付けこ家第 84 号。以下「本件処分」という。）において非開示とした部分のうち、別記 1 の表の「審議会が開示すべきと判断した部分」欄を除き、非開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる内容は開示すべきである。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 10 日付けで、富山県個人情報保護条例（平成 15 年富山県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次に記載のとおり保有個人情報について開示請求を行った。

〔 児童相談所で書かれた〇〇と〇〇に関する文書の全て 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、開示請求の対象となる公文書を「相談記録」、「電話相談記録票」、「一時保護日誌」、「受理会議資料」、「援助方針会議資料」、「児童記録付票」等からなる高岡児童相談所が保有する文書（以下「対象公文書」という。）と特定し、本件処分を行い、審査請求人に対象公文書を通知した。

(2) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 4 月 25 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 本件審査請求の内容

審査請求人が審査請求書において主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

1 趣旨

本件処分において非開示とされた部分全ての取消しを求める。

2 理由

黒塗り部分の内容の開示を求めるため

第 4 実施機関の説明

1 実施機関が弁明書及び審議会における意見聴取において説明した本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 対象公文書（1 頁から 112 頁まで、115 頁から 163 頁まで、166 頁から 177 頁まで及び 181 頁）

当該部分は相談記録であるが、その内容のうち、

ア 児童虐待の通告元を特定できる情報については、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 7 条の規定により開示できないとされていることから、条例第 15 条第 1 号の規定により、開示することができないと認められる情報（以下「法令秘情報」という。）であるため、非開示とした。

イ 開示請求者以外の個人に関する情報については、条例第 15 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

また、審査請求人の子と高岡児童相談所の職員とのやり取りや当該子本人の行動に関する情報で、審査請求人が同席しなかった間におけるものについても、本件開示請求が、保護者が法定代理人の立場で当該子に関する情報を請求したものではなく、保護者である審査請求人自身を本人とする保有個人情報の開示の請求であることから、条例第 15 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

ウ 高岡児童相談所の内部協議に関する情報については、これを開示することとすれば、職員や関係機関との率直な意見交換が妨げられるおそれがあることや、部外者等の介入を許し、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、条例第 15 条第 6 号に規定する審議検討等情報であるため、非開示とした。

エ 高岡児童相談所と関係機関との連絡・連携に関する情報については、これを開示することとすれば、関係機関と高岡児童相談所との信頼関係が損なわれるおそれがあること、関係機関が今後の情報提供をためらうことなどにより、高岡児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。

オ 高岡児童相談所内部の評価や方針に関する情報については、これを開示することとすれば、相談者の閲覧を意識し、職員が率直な記録を躊躇すること、相談者本人の評価や方針が開示されることで職員との信頼関係が損なわれること、また、相談・援助内容の決定に利害関係者等の介入を招くことなどのおそれがあり、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。

- (2) 対象公文書（113 頁、114 頁、164 頁、165 頁及び 178 頁から 180 頁まで）

当該部分は電話相談記録であるが、その内容のうち、

ア 電話相談員の名前については、その職務の性質上、相談には匿名で対応しており、開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第 15 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

イ 高岡児童相談所内部の評価や方針に関する情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のオに記載したとおりである。

- (3) 対象公文書（182 頁）

- ア 当該文書に記載する、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報及び審査請求人の子に係る情報のうち、審査請求人の子と高岡児童相談所の職員とのやり取りや、審査請求人が同席しなかった間における当該子本人の行動に関する情報については、条例第 15 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のイに記載したとおりである。
- イ 当該文書に記載する、高岡児童相談所内部の評価や方針に関する情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のオに記載したとおりである。
- (4) 対象公文書（185 頁から 188 頁まで）
- 当該文書に記載する内容のうち、高岡児童相談所と関係機関との連絡・連携に関する情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のエに記載したとおりである。
- (5) 対象公文書（189 頁から 202 頁まで）
- 当該部分は受理会議及び援助方針会議の記録であるが、その内容のうち、
- ア 審査請求人の子と高岡児童相談所の職員とのやり取りや、当該子本人の行動に関する情報のうち、審査請求人が同席しなかった間におけるものについては、条例第 15 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のイに記載したとおりである。
- イ 高岡児童相談所の内部協議に関する情報については、条例第 15 条第 6 号に規定する審議検討等情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のウに記載したとおりである。
- ウ 高岡児童相談所と関係機関との連絡・連携に関する情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のエに記載したとおりである。
- エ 高岡児童相談所内部の評価や方針に関する情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のオに記載したとおりである。
- (6) 対象公文書（203 頁から 228 頁まで）については、(1)アからオに掲げる情報について、(1)と同様の理由で非開示とした。
- (7) 対象公文書（229 頁から 236 頁まで）については、(1)エ及びオに掲げる情報について、(1)と同様の理由で非開示とした。
- (8) 対象公文書（237 頁から 250 頁まで）
- 当該部分は児童記録付票であるが、その内容のうち、
- ア 児童虐待の通告元を特定できる情報については、条例第 15 条第 1 号に規定する法令秘情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のアに記載したとおりである。
- イ 開示請求者以外の個人情報については、条例第 15 条第 3 号に該当するため、非開示とした。理由は、(1)のイに記載したとおりである。

ウ 高岡児童相談所と関係機関との連絡・連携に関する情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のエに記載したとおりである。

エ 高岡児童相談所内部の評価や方針に関する情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。理由は、(1)のオに記載したとおりである。

(9) 対象公文書(251 頁及び 252 頁)については、(1)ア、エ及びオに掲げる情報について、(1)と同様の理由で非開示とした。

2 実施機関は、令和 4 年 12 月 16 日付けで提出した資料において、本件処分において非開示とした次に記載する部分については、開示する意思を表示した。

163 頁の標題、219 頁の標題

第 5 本件処分に対する審議会の判断

1 本件処分における条例第 15 条各号の該当性について

本件審査請求の対象とされている保有個人情報、対象公文書に記載されている審査請求人本人と子についての情報であり、その審査請求人本人が本件審査請求を行ったものである。

当審議会では、対象公文書を見分した結果を踏まえ、実施機関が非開示とすべきとしている部分の非開示情報該当性について、次のとおり判断する。

(1) 条例第 15 条第 1 号該当性について

対象公文書を見分すると、児童虐待の通告元を特定できる情報が記載されており、児童虐待防止法第 7 条では児童虐待の通告元を特定できる情報を漏らしてはならない旨を規定している。よって、児童虐待の通告元を特定できる情報が記載されている公文書については、条例第 15 条第 1 号の法令秘情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

(2) 条例第 15 条第 3 号該当性について

ア 対象公文書を見分すると、電話相談員の名前が記載されている。条例第 15 条第 3 号ただし書きウの規定により公務員氏名は原則開示とされるが、開示することにより個人の権利利益が不当に害するおそれがある場合については、非開示とされている。電話相談員は公務員であるが、職務の性質上、相談には匿名で対応しており、本件審査請求における審査請求人とのやりとりにおいても匿名を基本としている。電話相談員の名前が開示されることとなれば、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、非開示が妥当である。

イ 対象公文書を見分すると、審査請求人の子と高岡児童相談所の職員とのやり取りや、審査請求人が同席しなかった間における当該子本人の行動に関する情報が記載されているが、本件開示請求が、保護者が法定代理人の立場で当該子に関する情報を請求したのではなく、保護者である審査請求人自身を本人とする保有

個人情報の開示請求であったことから、条例第 15 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

(3) 条例第 15 条第 6 号該当性について

対象公文書を見分すると、高岡児童相談所での本人からの相談対応並びに援助方針の決定までの内部協議に関する情報が記載されている。記載されている情報は、条例第 15 条第 6 号の審議、検討等情報に該当すると認められる。当該部分が開示されることとなれば、高岡児童相談所内部の職員間及び高岡児童相談所と関係機関との間の率直な意見交換が妨げられることにつながり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、非開示が妥当である。

(4) 条例第 15 条第 7 号の該当性について

対象公文書を見分すると、関係機関との連絡・連携・協議の内容、高岡児童相談所内部での評価・援助方針に関する情報が記載されている。記載されている情報は、条例第 15 条第 7 号の行政運営情報に該当すると認められる。当該部分が開示されることとなれば、相談者が閲覧することを意識し、職員が率直な記録を躊躇すること、相談者本人の評価や援助方針が開示されることで職員との信頼関係が損なわれること、今後の相談・援助内容の決定に利害関係者等の介入を招くことなど、相談・援助業務に実質的な支障を及ぼし、結果として児童や保護者等に不利益を生じさせるおそれがあることから、非開示が妥当である。

(5) 開示すべき情報について

当該公文書に記載されている標題のうち、高岡児童相談所と関係機関との連絡・連携に関する情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する行政運営情報に該当するため、非開示とする実施機関の主張は是認できるが、条例第 15 条各号のいずれにも該当しないと認められるその他の標題については、開示することが妥当であると判断する。当審議会において開示すべきと判断した部分については、別記 1 のとおりである。

2 結論

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議会の開催経過

審議会の開催経過の概要は、下記のとおりである。

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和 4 年 9 月 12 日	実施機関から諮問書を受理
令和 4 年 11 月 24 日 (第 82 回審議会)	諮問事案の概要説明 実施機関から意見を聴取

令和4年12月19日 (第83回審議会)	審議
令和5年1月31日 (第84回審議会)	審議
令和5年2月20日 (第85回審議会)	審議
令和5年3月3日	答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
大原 弘之	弁護士	
神山 智美	富山大学経済学部教授	会長
中村 正美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西田 隆文	高岡商工会議所専務理事	

別記1

対象頁	審議会が開示すべきと判断した部分
163	標題
195	標題
200	標題
203	標題
205	標題
207	標題
213	標題
215	標題
219	標題
222	標題

225	標題
227	標題
240	標題